

姫路市民共済生活協同組合

火災共済事業実施規則

第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 姫路市民共済生活協同組合（以下「組合」といいます。）は、火災共済事業規約（以下「規約」といいます。）第 5 8 条（実施規則）の規定に基づき、この規則を定めます。

(受託火災共済事業の利用)

第 2 条 規約第 6 条（共済契約の締結の代理又は媒介に係る権限）に規定する全国共済生活協同組合連合会（以下「全共連」といいます。）の火災共済事業の利用については、別に定める受託火災共済事業事務実施細則によるものとします。

第 2 章 共 済 契 約

(破裂又は爆発による損害)

第 3 条 規約第 3 条（火災等の損害の定義）第 1 項第 2 号に規定する破裂又は爆発による損害には、次に掲げる損害を含みます。

- (1) 凍結による水道管の破裂・爆発による損害
- (2) 凍結による水管又はこれらに類するものの破裂・爆発による損害

2 前項第 2 号に掲げるこれらに類するものとは、次のものをいいます。

- (1) 湯沸し器、太陽温水器内の水管
- (2) 樋、スノーダクト、排水管、水洗便器（タンク含む）等

3 第 1 項各号により生じた水濡れ損害は除きます。

(同一の世帯に属する親族及びその親族以外の同居する者の定義)

第 4 条 規約第 3 条（火災等の損害の定義）第 4 号に規定する同一の世帯に属する親族とは、日常生活において、各人の収入、支出の全部又は一部を共同して計算する者をいいます。

2 親族以外に同居する者とは、前項以外の者をいいます。

(共済の目的の制限及び特例)

第 5 条 規約第 1 1 条（共済の目的 建物）第 1 項及び第 1 2 条（共済の目的 動産）第 2 項第 7 号ただし書きに規定する共済の目的とすることができないものは、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 空家又は無人もしくは建築中の建物
- (2) 非合法の建物並びに防火上きわめて危険と認められる建物

- (3) 常時15人以上の従業員が従事する工場、作業場等の併用住宅
 - (4) バラック建物、仮設建物
 - (5) 面積が10㎡未満の建物
 - (6) 前各号に掲げる建物内に収容されている動産
- 2 前項第1号に規定する建物のうち、次のいずれかに該当する場合に限り、共済の目的とすることができるものとします。
- (1) 居住地以外の建物で居住地に隣接している建物
 - (2) 居住地以外の建物で概ね月1回以上見回りしている建物
 - (3) 転勤又は出張（長期又は短期）あるいは入院等により、空家又は無人となった建物で再入居を前提としたもの
 - (4) 新築又は改築の場合で建物が完成し、30日以内に居住することが確定している建物
 - (5) 貸家などで入居者の移転により、一時空家又は無人となった建物で入居を前提としたもの
 - (6) その他この組合が特に認めるもの
- 3 規約第22条(共済契約者の通知義務等)第1項第3号に規定する事実が発生した場合で、共済契約者がこの組合にその事実を通知したときは、その理由が前項第3号、第5号及び第6号のいずれかに該当するときは、引き続き共済契約を締結することができます。
- 4 前2項に定めるもののほか、第7条(用語の定義)に規定する併用住宅で、かつ、次項の用途を兼ねる建物については、次の第1号及び第2号のいずれかに該当するときは共済の目的に含まれないものとします。
- (1) 事務所、店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える建物
 - (2) 事務所、店舗等部分の面積が20坪以上の建物
- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号の用途を兼ねる建物について、共済契約者及びその者と同一の世帯に属する親族（以下「共済契約関係者」といいます。）が所有し、住居としてもっぱら使用している部分については、共済の目的とすることができます。
- (1) 旅館、ホテル、飯場、簡易宿泊所、浴場、クリーニング（取次ぎのみを除きます。）、屑物商等
 - (2) 貸座敷、待合、割烹、料亭、レストラン、喫茶店、食堂、そば店、うどん店、すし店等
 - (3) キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビヤホールその他これらに類するもの
 - (4) 映画館、劇場、遊戯娛樂場等
 - (5) 病院、診療所、営業用の倉庫、車庫等
- 6 第1項第6号の規定にかかわらず、第2項第1号から第4号、第6号及び前項に規定する建物に収容されている動産については、当該建物に相当程度の動産が残っており、かつ、この組合が適当と認める場合に限り、共済の目的に含めることができます。
- (共済契約締結の単位)

第6条 共済契約者が同一の敷地内に所有する建物が2棟又は2戸以上あり、それぞれの

建物が規約第11条（共済の目的 建物）第1項に定める建物であり、かつ規約第13条（共済契約の締結の単位）第1項に定められた共済の目的ごとの共済契約がなされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物又は動産について、一括して共済契約が締結されているとみなすことができます。ただし、当該建物が同構造・同用途のものに限ります。

2 共済契約関係者が所有し居住用に貸す建物のうち、1棟の建物内に複数世帯が区分使用している建物である場合は建物の棟毎とします。

3 前項に規定する建物を居住用に借りている共済契約関係者の共済契約締結については、区分使用している部分に収容されている動産に限るものとします。

（用語の定義）

第7条 規約第17条（共済掛金額）に規定する各用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

（1） 耐火構造

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条（用語の定義）第7号に規定する鉄筋コンクリート造、れんが造等の構造のものをいい、次に該当するものを含むものとします。

ア．主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根及び階段をいう。）がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、特に屋根、小屋組、外壁が不燃材料で作られたもの

イ．外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、れんが造又は石造のもの

ウ．鉄骨造で外壁のすべてが不燃材料で被覆されたもの

エ．その他この組合が特に認めるもの

（2） 木造

前号以外のものとします。

（3） 専用住宅

居住の目的で使用する1棟3戸建までの住宅とします。

（4） 併用住宅

居住を目的とするほか、商店、事務所、作業場等を併用した住宅とします。

（5） 共同住宅

居住の目的で使用する1棟4戸建以上の住宅とします。

（共済期間）

第8条 規約第18条（共済期間）第1項ただし書きに規定する契約は、次の各号に該当する場合に限り締結することができるものとします。

（1） 共済契約者が、既に締結している契約の解除及び更新によらず、契約の残期間について契約口数を増加する場合

- (2) 共済契約者が、既に締結している他の共済契約の満期日に合わせてこの共済契約を締結する場合
- (3) 同一の共済で、共済契約者が、それぞれ契約満期日を異にする2以上の共済契約を締結している場合において、そのうちいずれかの契約満期日に合わせて他の満期日の共済契約を更新する場合
- (4) 共済契約者が、その所属する団体の指定する契約満期日に合わせて共済契約を締結する場合
- (5) その他、この組合が必要と認めた場合
(契約手続き)

第9条 規約第19条（共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務）に規定する共済契約申込書は、様式第1号によるものとします。

2 規約第20条（共済契約の成立）に規定する共済契約証書兼領収書は、様式第2号によるものとします。

3 共済契約者より出資金及び共済掛金を領収したときは、契約日報兼入金伝票（様式第3号）を作成し、共済契約申込書記載内容を電算入力後、業務日計表（様式第4号）に集計してこれを検収し、受入日計簿に整理するものとします。

4 様式第1号の共済契約申込書は、月別、校区別及び町別に保管するものとします。

5 継続契約の申し込み手続きについては、前各項の規定を準用するものとします。

（共済契約の更新を不相当と認める場合）

第10条 この組合は、規約第19条（共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務）第5項の規定による当該共済契約の更新を不相当と認める場合とは、共済契約関係者及び相続人が、過去に数度にわたり、共済金又は保険金を取得していた場合とします。

（共済価額の定義）

第11条 規約第30条（火災等共済金）第2項に規定する共済価額（時価額）は次により算出した額とします。

(1) 建物

延床面積に標準建築費（木造、耐火造とも3.3平方メートルあたり70～90万円とし、使用している建築材質によっては上下があっても差し支えないものとします。）を乗じて得た額から、標準建築費に火災共済事業損害査定基準細則（以下「損害査定基準細則」といいます。）に規定する経年減価率表に定める経年減価率を乗じて算出した額を控除した額とします。

(2) 動産

損害査定基準細則に規定する動産標準保有価額表に定める標準価額から20パーセント以内を控除した額とします。

2 規約第30条（火災等共済金）第3項に規定する再取得価額特約が附帯された共済契約の共済価額は、次の各号に定める額とします。

(1) 建物

規約第15条（再取得価額の算定及び制限）第1項に規定する額

(2) 動産

規約第15条（再取得価額の算定及び制限）第2項に規定する額

- 3 前項の規定にかかわらず、建物、動産それぞれの共済価額がこの組合の共済金額の最高限度を超える場合は、共済金額の最高限度を共済価額とします。

（風水害の範囲）

第12条 規約第38条（共済金を支払わない損害）第2項第3号にいう風水害とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、長雨、豪雨、雪崩れ、降雪及び降ひょう等をいいます。

（共済掛金の払込方法及び払込猶予期間）

第13条 共済契約者が共済掛金を払い込む方法としては、現金、払込取扱票によるもの、口座振替、もしくはクレジットカードによる払い込みかによります。

- 2 共済契約者が継続して加入する意志表示があるにもかかわらず、やむを得ない事情による場合やこの組合の都合で共済期間満了の日までに契約を更新できない場合は、満了する共済契約と同一内容で契約が更新されたものとみなし、共済期間満了の日の正午から1箇月間（特に必要と認めた場合は2箇月間）は、共済掛金の払い込みを猶予します。ただし、猶予期間内に共済掛金の払い込みがないときは、共済期間満了の日の正午にさかのぼって効力を失うものとします。

（共済掛金口座振替扱特則）

第14条 この組合は、規約第19条（共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務）および規約第21条（共済掛金の払込み）に関する共済掛金の払込みについて、共済契約者の指定する金融機関の口座（以下「指定口座」といいます。）から共済掛金を振り替えること（以下「口座振替扱」といいます。）ができます。

- 2 指定口座は、この組合が委託する収納代行会社の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」といいます。）とします。

3 共済掛金口座振替扱特則（以下「口座振替扱特則」といいます。）は、共済契約を締結するとき、共済契約期間中、猶予期間および更新契約について共済契約者からの申し出により、この組合の承諾を得て附帯することができます。

4 口座振替扱特則を附帯するには、次の各号全ての条件を満たさなければなりません

(1) 指定口座が取扱金融機関に設置されていること

(2) 共済契約者が取扱金融機関等に対し、指定口座の口座振替扱を委託すること

5 この組合は指定口座から共済掛金相当額が引き落とされた日を共済掛金払込日とします。

6 同一の指定口座から2以上の共済契約（この組合の実施する他の共済事業規約による共済契約を含みます。）の共済掛金を振り替える場合は、この組合は、これらの共済契約の共済掛金を合算した金額を振り替えることができます。この場合、一部の共済契約の共済掛金の振替を指定できません。

7 共済掛金は、共済期間の満了の日が属する月の3日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

に共済掛金相当額を振り替えるものとします。

- 8 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預けておかねばなりません。
- 9 共済契約者は、指定口座を同一または他の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。
- 10 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- 11 共済契約者が口座振替扱特則による共済掛金払込を停止する場合は、あらかじめその旨をこの組合および取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- 12 この組合は、口座振替扱によって支払われた共済掛金については、共済掛金領収書の発行を省略することができます。
- 13 口座振替扱特則は次の各号を以って消滅します。
 - (1) 第4項に規定する条件に該当しなくなった場合
 - (2) 前第9項に規定する変更の際し、その手続きが行われないうまま共済掛金が振替不能となったとき
 - (3) 共済契約者がこの組合の定めるほかの払込方法を指定し、口座振替扱による払込を停止したとき
 - (4) 共済契約者が次項に定める変更を承諾しないとき
- 14 この組合は、この組合および取扱金融機関の事情により将来に向かって振替日および取扱金融機関の口座振替の方法を変更することができます。この場合、この組合はその旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

(共済掛金クレジット払特則)

第15条 この組合は、規約第19条(共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務)および規約第21条(共済掛金の払込み)について、共済掛金クレジットカード払特則(以下「クレジットカード払特則」といいます。)を附帯できます。この場合、共済契約者はこの組合が共済掛金にかかる債権を譲渡することを承諾することにより、当該クレジットカード会社の発行するクレジットカードにより当該共済掛金を払い込むことができます。

- 2 クレジットカード払特則は、共済契約を締結するときに共済契約者からの申し出により、この組合の承諾を得た場合において附帯することができます。
- 3 クレジットカード払特則を附帯するには、次の各号全ての条件を満たさなければなりません。
 - (1) クレジットカードが、この組合の指定するクレジットカード会社との間で締結された会員規約等により貸与または使用の認められたもので、かつ、当該共済契約の契約者とクレジットカード会社が貸与または使用を認めた者が同一であること。
 - (2) クレジットカードの有効性および利用限度額内であることが確認できること。
- 4 初回掛金をクレジットカード払特則により払い込む場合は、この組合が指定する決済代行会社はそのカードの有効性等を確認し、この組合がクレジットカードによる払込みを承

諾した日を以って初回掛金の払込みがあったものとみなします。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではありません。

- (1) この組合が、クレジットカード会社から初回掛金相当額を領収できない場合。ただし、共済契約者がクレジットカード会社の会員規約等にしたいがい、クレジットカードを使用し、かつ、クレジットカード会社に共済掛金相当額が既に払い込まれている場合を除きます。
 - (2) 共済契約者が、クレジットカード会社に初回掛金相当額を支払っていない場合
- 5 更新契約の共済掛金について、クレジットカード払特則により払い込むことはできません。
- 6 共済契約者は、クレジットカード会社の会員規約等にしたいがい、共済掛金相当額をクレジットカード会社に支払うことを要します。
- 7 この組合は、クレジットカード払特則によって支払われた共済掛金については、共済掛金領収書の発行を省略することができます。
- 8 クレジットカード払特則は次の各号を以って消滅します。
- (1) クレジットカード払特則によって成立した共済契約が、共済期間満了や解約等によって終了した場合
 - (2) この組合が、クレジットカード会社より共済掛金相当額を領収できない場合
 - (3) この組合が、クレジットカードの有効性を確認できなかった場合
 - (4) クレジットカード会社が、クレジットカードによる共済掛金払込みの取扱いを停止した場合
 - (5) 共済契約者がこの組合の定めるほかの払込方法を指定し、共済掛金払込みをほかの払込方法に変更した場合
- 9 この組合は、規約第19条（共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務）第8項の規定により共済掛金を払い戻す場合は、クレジットカード会社から共済掛金相当額をこの組合が領収した後に払い戻すものとします。
- （共済契約者の通知義務）
- 第16条 共済契約者が住所を変更したときは、住所変更届（様式第5号）により、また規約第56条（共済契約による権利義務の承継）第3項の規定による承継人が権利義務を承継したときは、名義変更届（様式第6号）により通知しなければなりません。
- 2 共済契約者は、規約第22条（共済契約者の通知義務等）第1項の規定により、共済の目的対象物に変更が生じたときは、共済目的対象物異動届（様式第7号）により通知しなければなりません。
- 3 この組合は、前2項の規定による届出を受けたときは、共済契約証書兼領収書（様式第2号）に承認の裏書きをするものとします。
- （共済契約の解約、解除、消滅及び掛金の返戻）
- 第17条 共済契約者が、規約第25条（共済契約の解約）第1項の規定により共済契約を解約しようとするときは、共済契約解約届兼解約返戻金請求書（様式第8号）にその事由

を記してこの組合に提出しなければなりません。

- 2 この組合は、規約第26条（共済契約の解除）の規定により共済契約を解除したときは、共済契約解除通知書（様式第9号）をもって共済契約者に通知するものとします。
- 3 共済契約者は、規約第28条（共済契約の消滅）第1項の規定により共済契約が消滅したときは、共済契約消滅届兼解約返戻金請求書（様式第10号）をこの組合に提出しなければなりません。
- 4 この組合は、第1項及び第3項の規定による届出を受けたときは、その事情をただし、やむを得ないと認めるときは、これを承認するものとします。この場合並びに第2項の規定により通知した場合は、規約第27条（共済契約の取消、解約及び解除等の場合の共済掛金の払い戻し）第2項並びに第3項及び第28条（共済契約の消滅）第2項並びに第3項の規定に該当する共済掛金額を返戻するものとします。
- 5 前項に規定する解約返戻金の領収書は、様式第11号とします。

第 3 章 共済金及び共済金の支払い

（火災等共済金の額の算定方法）

第18条 規約第30条（火災等共済金）に規定する火災等共済金の額の算定については、損害査定基準細則によるものとします。

- 2 消防又は避難のため建物又は動産が破壊され、若しくは放水によって損害を受けた場合並びに水漏れによる損害の場合の火災等共済金の額は、その損害の程度に応じて算定します。
- 3 規約第11条（共済の目的 建物）第2項第3号及び第4号に規定するもののみに、火災等によって損害が生じた場合には、建物の共済金額の10パーセント以内で損害の程度に応じた額又は実際の損害額のいずれか少ない額を限度として支払うことができます。

（共済金の支払請求手続き）

第19条 規約第41条（共済金の支払請求）に規定する共済金の支払請求手続きは、共済金支払請求書（様式第12号）及び損害見積書（様式第13号）並びに関係書類を添えてこの組合に提出しなければなりません。

（災害の調査）

第20条 災害物件の調査は、原則として2人以上の調査員で行い、災害の状況、損害程度を調査し、様式第14号の事故現場見取図と損害状況調書（様式第15号）を作成して関係書類と照合のうえ共済金を算出するものとします。

- 2 前項の規定による調査につき必要ある場合は、損害鑑定人及び専門建築士等に調査を依頼して共済金決定の参考とすることができます。
- 3 この組合は、前項の規定による調査を依頼したときは、その調査者に対し、実費を支払います。

（共済金の決定及び支払い）

第21条 共済金の決定は、決裁規程の定めるところによります。

2 共済金の支払いについては、共済金決定通知書（様式第16号）をもって通知し、事務所又はこの組合の指定する場所において支払うものとします。この場合、共済金の領収書は様式第17号とします。

（共済金支払いの特例）

第22条 規約第41条（共済金の支払請求）第1項第1号に規定する災害証明書が交付されない場合には、地域消防分団長の証明書（様式第18号）により事故現場を調査したうえで確証が得られる事故については共済金を支払うものとします。

第4章 審査委員会

（名称）

第23条 この組合は、規約第49条（異議の申立て及び審査委員会）の規定に基づき、審査委員会（以下「委員会」といいます。）を置くものとします。

（異議の申し立て）

第24条 規約第49条（異議の申立て及び審査委員会）第1項に規定する者が異議の申し立てをするときは、審査請求書（様式第19号）によりしなければなりません。

（任務）

第25条 委員会は、前条（異議の申し立て）の規定による請求があったとき、これを審査することをその任務とします。

（組織）

第26条 委員会は、審査委員（以下「委員」といいます。）5人をもって組織します。

（選任）

第27条 委員は、理事長が理事会の同意を得て、役員、総代及び学識経験を有する者の中から選任します。

（任期）

第28条 委員の任期は、2年とし、前任者の任期満了のときから起算します。ただし、再選を妨げないものとします。

2 補欠委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とします。

3 委員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとします。

4 委員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、委員の数がその定数を欠くに至ったときは、その委員は、後任者が就任するまでの間は、なお委員としての権利義務を有するものとします。

（退任）

第29条 委員が退任しようとするときは、理事長の承認を得なければなりません。

（委員長）

第30条 委員は、互選により委員長を選任します。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表します。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行します。
(会の招集)

第31条 委員長は、異議の申し立てがあったときは、直ちに委員会を招集してその議長となります。

(会の議決方法)

第32条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによります。

2 議事について直接利害関係を有する委員は、その会議に出席することはできません。

(意見の聴取)

第33条 委員会は、直接利害関係を有する者又は調査員、学識経験者等から意見を聞くことができます。

(報告及び通知)

第34条 委員長は、会議の様態を記録して委員会の決定事項を文書でもって理事長に報告しなければなりません。

2 委員長は、審査委員会の審査結果について、様式第20号の審査結果通知書により異議の申し立てをした者に通知するものとします。

(経費)

第35条 委員会の開催並びに調査のために必要な経費は、管理費から支弁します。

(補充事項の決定)

第36条 この規則に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、委員会がこれを定めます。

第 5 章 雑 則

(質権設定)

第37条 共済契約者が共済契約証書を担保に質権設定しようとするときは、様式第21号の質権設定承認請求書をこの組合に提出して承認を受けなければなりません。

(様式)

第38条 この規則において規定する様式は、別紙のとおりとします。

(改廃)

第39条 この規則の改廃は、理事会において行います。

(細則)

第40条 この規則に定めるもののほか事業実施のため必要な細部の事項は、細則で定めます。